

令和 8 年度岩手県障害福祉サービス事業所
等サポート事業業務委託

企画提案審査要領

令和 8 年 6 月
岩 手 県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度岩手県障害福祉サービス事業所等サポート事業業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案書審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- （1） 本業務に係るプロポーザルの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- （2） 委員会は、参加者から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目	
1 事業運営方針・方向性	【10点】
2 企画提案の内容	【60点】
（1） 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進	（20点）
（2） 事業所運営支援	（20点）
（3） 生産性向上支援	（20点）
3 業務フロー・スケジュール・関係機関との連携	【10点】
4 運営・人的体制・業務実績	【10点】
5 費用の積算	【10点】

3 審査方法及び県への報告方法

- （1） 審査は、企画提案書及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- （2） 参加者が3者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書による審査（以下「第1審査」という。）を実施し、上位と評価された3者により、委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。
- （3） 参加者が3者以下であった場合には、第1次審査は実施しないものとする。なお、参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- （4） 委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、審査項目ごとに評点をつけるものとする。

(5) (4)の評点の総得点の平均点により順位をつけるものとする。ただし、参加者の平均点が 60 点を超えない者は、委託候補者と選定しないものとする。

なお、平均点が同点の場合には、各項目で高い順位を多く得た者を上位者とするものとする。

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点
1 事業運営方針・方向性		事業目的を理解し、本県の障害福祉サービス事業所等の現状や課題を捉えた運営の方針・方向性となっているか。	10
2 企画提案の内容	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進	・ 確実な実施が見込まれる提案内容となっているか。 ・ 事業所への支援方法が具体的かつ適切か。 ・ 研修会及び個別相談の実施方法（オンラインの活用等）が適切か。 ・ 処遇改善加算の取得率向上等が期待できる提案内容であるか。	20
	(2) 事業所運営支援	・ 確実な実施が見込まれる提案内容となっているか。 ・ 計画しているセミナーが現場のニーズを踏まえた内容となっており、事業所運営に役立つものとなっているか。 ・ 継続的な相談体制が整備される見込みがあり、事業所の運営実務に役立つ助言・支援が期待できるか。	20
	(3) 生産性向上に向けた支援	・ 確実な実施が見込まれる提案内容となっているか。 ・ 調査（アンケート）の実施計画及び分析方法が適切か。 ・ 計画しているセミナーが本県の事業所の現状を踏まえたものとなっており、事業所の生産性向上に資するものであるか。 ・ 継続的な相談体制が整備される見込みがあり、事業所の生産性向上に役立つ助言・支援が期待できるか。	20
3 業務フロー・スケジュール・関係機関との連携		・ 業務フロー、年間の業務実施スケジュール、実施内容、担当者の役割分担等、適切で実現可能な提案となっているか。 ・ 関係機関との連携を図る提案となっているか。	10
4 運営・人員体制・業務実績		・ 団体の運営基盤（財政等）が安定しており、事業実績報告及び理事会・総会等の開催など適切な運営がされているか。 ・ 業務を円滑かつ効果的に実施できる人材を配置する計画となっているか。 ・ 過去３年以内における同種又は類似業務の実績から、ノウハウを生かした質の高い業務を期待できるか。	10
5 費用の積算		積算単価や数量が提案内容と整合性がとれているか。	10
合 計			100